

◎保育料の無償化に伴い、3歳以上児(2号認定)のお子さんについては、**副食費**(おかず、おやつ等)などは保護者の負担となります。公立保育園に通われているお子さんについては**4,500円を保育料とは別に負担していただきます**。私立の施設に通われているお子さんの副食費については、通園している施設へご確認ください。

※3歳未満児(3号認定)のお子さんについては副食費を別途負担する必要はありません。

◎副食費については、保育料の無償化にあたり保護者負担が増えないよう、以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

(1)年収360万円未満相当世帯の子ども

(2)所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【2号認定】

階層区分		父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)		第1子	第2子	第3子
A		生活保護世帯等		◎	◎	◎
B		非課税世帯				
C1		所得割非課税世帯				
C 2		12,600円未満				
C 3		12,600円以上24,600円未満				
C 4		24,600円以上36,600円未満				
C 5		36,600円以上48,600円未満				
D 1 ※1	要保護世帯※2	所得割課税世帯	48,600円以上61,000円未満	×	×	
	その他		48,600円以上57,700円未満			
	その他		57,700円以上61,000円未満			
D 2	要保護世帯※2		61,000円以上73,000円未満	◎	◎	
	その他		61,000円以上73,000円未満	×	×	
D 3 ※1	要保護世帯※2		73,000円以上77,101円未満	◎	◎	
	要保護世帯※2		77,101円以上85,000円未満	×	×	
その他	73,000円以上85,000円未満					
D 4			85,000円以上97,000円未満			
D 5			97,000円以上121,000円未満			
D 6			121,000円以上145,000円未満			
D 7			145,000円以上169,000円未満			
D 8		169,000円以上213,000円未満				
D 9		213,000円以上257,000円未満				
D 10		257,000円以上301,000円未満				
D 11		301,000円以上397,000円未満				
D 12		397,000円以上				

※1 階層のうち市町村民税所得割額の額により免除範囲が変更となります。

◎免除対象 ×免除対象外

※2 ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

副食費の負担額は、4月から8月分までは令和6年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和7年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度					市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)
	保育認定【2号認定】					
	要保護世帯等(※1)			左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況 (※2)	非課税の場合	所得割額が非課税 または所得割の合 計額が48,600円 未満の場合	所得割の合計額が 48,600円以上 77,101円未満の場 合	所得割の合計額が 57,700円未満の場 合	所得割の合計額が 57,700円以上の場 合	
小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
小学校就学前					対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。